

○高齢者交通安全対策センター運営要綱 の制定について

平成23年3月14日
大通達甲(交)第2号
大分県警察本部長から本部
各課・所・隊長、警察学校
長、各警察署長あて

このたび、高齢者交通安全対策センターの運営について、「高齢者交通安全対策センター運営要綱」を別添のとおり定めたので、効果的な高齢者の交通安全対策を講じられたい。

(交通企画課高齢者対策係)

別添

高齢者交通安全対策センター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）第2条に定める高齢者交通安全対策センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 センターの事務

センターの事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者の交通事故防止対策に係る調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 高齢者の交通安全意識の高揚に関すること。
- (3) 交通安全教育機器を活用した体験型交通安全教育（以下「体験型教育」という。）の実施に関すること。
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、高齢者の交通安全対策に関すること。

第3 センターの組織

1 センター長

- (1) センターにセンター長を置き、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）の次席をもって充てる。
- (2) センター長は、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）の命を受け、前記第2に掲げる事務の管理及び指揮を行う。

2 副センター長

- (1) センターに副センター長を置き、交通企画課の高齢者対策担当課長補佐をもって充てる。
- (2) 副センター長は、センター長を補佐し、及び前記第2に掲げる事務を処理する。

3 センター員

- (1) センターにセンター員を置き、交通企画課の職員のうちから交通企画課長が指名する職員をもって充てる。

(2) センター員は、前記第2に掲げる事務を処理する。

第4 高齢者の交通安全対策実施上の留意事項

- 1 センターは、高齢者の交通安全対策の実施に当たっては、関係所属、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に行うものとする。
- 2 センターは、体験型教育等を効果的に行うため、センター員の知識及び技能の向上に努めるものとする。
- 3 警察署は、センターと緊密な連携を図り、体験型教育その他の高齢者の交通安全対策を積極的かつ効果的に実施するものとする。

第5 委任

この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、交通企画課長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。